

防衛省訓令第5号

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第21条第2項ただし書及び第36条の規定に基づき、事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令を次のように定める。

平成24年3月7日

防衛大臣 田中 直紀

### 事務官等の採用の方法及び手続に関する訓令

改正 平成26年2月21日省訓第4号  
平成26年3月26日省訓第16号  
平成26年3月31日省訓第23号  
平成26年5月30日省訓第35号  
平成26年7月24日省訓第40号  
平成27年3月31日省訓第10号  
平成27年10月1日省訓第39号  
平成28年4月1日省訓第40号  
平成29年12月5日省訓第61号  
令和2年12月7日省訓第62号  
令和2年12月28日省訓第67号  
令和4年3月15日省訓第10号

#### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 採用の方法（第3条―第5条）
- 第3章 国家公務員採用試験における採用事務（第6条―第8条）
- 第4章 採用試験における事務
  - 第1節 採用試験の名称、受験資格等（第9条―第12条）
  - 第2節 試験管理事務局等（第13条―第18条）
  - 第3節 採用試験の実施（第19条―第34条）
  - 第4節 採用試験に対する協力（第35条）
  - 第5節 採用候補者名簿（第36条―第38条）
  - 第6節 採用候補者の提示等（第39条・第40条）
- 第5章 選考（第41条―第44条）
- 第6章 委任規定（第45条）
- 附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、事務官等の採用の方法及び手続について必要な事項を定めるものと

する。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務官等 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第15条第1項又は第16条第1項（第3号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。）、生徒（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第25条第5項の教育訓練を受けている者をいう。）、任期付隊員（同法第36条の2各項の規定により採用された職員をいう。）、任期付研究員（同法第36条の6第1項の規定により採用された職員をいう。）及び非常勤の者でないものをいう。
- (2) 採用試験 事務官等を採用するために防衛省が実施する競争試験をいう。
- (3) 任命権者 自衛隊法第31条第1項の規定により事務官等の任免について権限を有する者をいう。
- (4) 係員の官職 標準的な官職を定める省令（平成26年防衛省令第9号）本則の表1の項第3欄各号（第105号を除く。）に規定する職制上の段階及び同欄第105号の防衛大臣が定める職制上の段階のうち、標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職をいう。
- (5) 国家公務員採用試験 人事院規則8-18（採用試験）第3条第1項各号及び第2項各号に掲げる試験をいう。

#### 第2章 採用の方法

(国家公務員採用試験による選考)

第3条 別表第1の官職の欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、選考による。

- 2 前項の選考は、別表第1の官職の欄に掲げる官職についてそれぞれ同表の国家公務員採用試験の欄に掲げる国家公務員採用試験の結果に基づいて作成された国家公務員法（昭和22年法律第120号）第50条に規定する採用候補者名簿に記載された者（以下「国家公務員採用試験合格者」という。）の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

(採用試験)

第4条 特定の語学に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする係員の官職（以下「試験対象官職」という。）に補充される事務官等は、自衛隊法施行規則第21条第2項ただし書に規定する防衛大臣の指定するものとする。

- 2 試験対象官職に補充される事務官等の採用は、採用試験による。
- 3 前項の事務官等の採用は、第36条第1項に規定する採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

(国家公務員採用試験等によらない選考)

第5条 別表第1の官職の欄に掲げる官職又は試験対象官職以外の官職に補充される事務官等の採用は、選考による。

2 別表第1の官職の欄に掲げる官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、第3条の規定にかかわらず、国家公務員採用試験によらない選考によることができる。

- (1) 国家公務員採用試験合格者から十分な採用候補者が得られなかったため、補充できない官職
- (2) 職務と責任の特殊性により、職務の遂行能力について事務官等の順位の判定が困難な官職
- (3) 防衛省の職員以外の国家公務員の職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職であって、その者が現に就いている職と同等以下と防衛大臣が認めるもの
- (4) かつて事務官等であった者をもって補充しようとする官職であって、その者がかつて正式に任用されていた官職の職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの
- (5) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は第23条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職
- (6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国家公務員採用試験合格者を対象とした選考によることが不相当であると防衛大臣が認める官職

3 試験対象官職のうち次に掲げる官職に補充される事務官等の採用は、前条の規定にかかわらず、選考によることができる。

- (1) 採用試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される官職
- (2) 採用試験を行っても十分な採用候補者が得られなかったため、補充できない官職
- (3) 防衛省の職員以外の国家公務員の職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者をもって補充しようとする官職であって、その者が現に就いている職と同等以下と防衛大臣が認めるもの
- (4) かつて事務官等であった者をもって補充しようとする官職であって、その者がかつて正式に任用されていた官職の職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの
- (5) 国家公務員の育児休業等に関する法律第27条第1項において準用する同法第7条第1項第1号又は第23条第1項の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職
- (6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第11条において準用する同法第7条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する者をもって補充しようとする官職
- (7) 前各号に掲げるもののほか、採用試験によることが不相当であると防衛大臣が認める官職

### 第3章 国家公務員採用試験における採用事務

(採用予定者数)

第6条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める機関又は自衛隊における別表第1の官職の欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用予定者数を算定するものとする。

- (1) 大臣官房長 防衛省本省の内部部局及び地方防衛局
- (2) 防衛大学校長 防衛大学校
- (3) 防衛医科大学校長 防衛医科大学校
- (4) 防衛研究所長 防衛研究所
- (5) 統合幕僚長 統合幕僚監部、統合幕僚学校及び自衛隊サイバー防衛隊
- (6) 陸上幕僚長 陸上自衛隊（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）
- (7) 海上幕僚長 海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (8) 航空幕僚長 航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）
- (9) 情報本部長 情報本部
- (10) 防衛監察監 防衛監察本部
- (11) 防衛装備庁長官 防衛装備庁

2 前項各号に掲げる者（第1号に掲げる者を除く。）は、別に定めるところにより、前項の規定により算定した採用予定者数について、別表第1の国家公務員採用試験の欄に掲げる国家公務員採用試験別に大臣官房長に通知するものとする。

（採用結果の通知）

第7条 任命権者（防衛大臣を除く。）は、第3条の規定により、採用を行った場合は、別に定めるところにより、採用結果を大臣官房長に通知しなければならない。

（国家公務員採用試験に対する協力）

第8条 第6条第1項各号に掲げる者は、国家公務員採用試験の実施に際し必要な協力を行うものとする。

#### 第4章 採用試験における事務

##### 第1節 採用試験の名称、受験資格等

（採用試験の目的）

第9条 採用試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はこれらの者と同程度の知識、技術その他の能力を有する者が、試験対象官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び試験対象官職についての適性を有するかどうかを相対的に判定することを目的とする。

（採用試験の名称）

第10条 採用試験の名称は、防衛省専門職員採用試験とする。

（試験区分等）

第11条 採用試験は、別表第2の試験区分の欄に掲げる試験に区分する。

2 前項の規定により区分された試験の対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野は、別表第2の試験区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の対象となる官職の欄、筆記試験の種目の欄及び専門試験の出題分野の欄に掲げるものとする。

（受験資格）

第12条 採用試験の受験資格は、別表第3のとおりとする。

2 自衛隊法第38条第1項の規定に該当する者は、採用試験を受けることができない。

##### 第2節 試験管理事務局等

(試験管理事務局)

第13条 採用試験を実施する場合には、採用試験の管理、監督等を行う機関として、大臣官房に試験管理事務局を置く。

2 試験管理事務局の長は、試験管理事務局長とし、大臣官房長をもって充てる。

(試験実施機関)

第14条 採用試験を実施する場合には、大臣官房及び防衛大臣の指定する地方防衛局(地方防衛支局を含む。)又はその他の機関(次項において「地方防衛局等」という。)に、試験実施機関を置く。

2 試験実施機関の長は、大臣官房長及び当該機関の置かれる地方防衛局等の長とする。

(試験管理事務局の事務)

第15条 試験管理事務局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 採用試験の実施の基本に関すること。
- (2) 試験問題の作成に関すること。
- (3) 受験申込みの受理に関すること。
- (4) 合格者の決定に関すること。
- (5) 第36条第1項に規定する採用候補者名簿の作成、管理及び提示に関すること。
- (6) 試験実施機関に対する指導、調整及び監督に関すること。

(試験実施機関の事務)

第16条 試験実施機関においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 採用試験の周知に関すること。
- (2) 試験場の設置に関すること。
- (3) 筆記試験、口述試験及び身体検査の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、試験管理事務局長の定める事務

2 試験実施機関の長は、その所掌する事務の一部を他の試験実施機関の長に委託することができる。

(採用試験に関する報告)

第17条 試験実施機関の長は、採用試験に関する次に掲げる事項について、試験管理事務局長に報告しなければならない。

- (1) 第1次試験の状況
- (2) 第2次試験の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、試験管理事務局長が必要と認める事項

(採用試験に関する秘密の保持)

第18条 採用試験に関する事務に従事する職員は、採用試験に関する秘密を、細心の注意をもって保持しなければならない。

### 第3節 採用試験の実施

(採用試験の実施計画)

第19条 第6条第1項各号に掲げる者は、試験管理事務局長の定めるところにより、当該各号に定める機関又は自衛隊における別表第2の対象となる官職の欄に掲げる官職に補充される事務官等の採用予定者数について、同表の試験区分の欄に掲げる試験区分別に試験管理事務局長に通知するものとする。

2 試験管理事務局長は、前項の通知に基づいて、採用試験の実施計画を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。

(採用試験の告知)

第20条 試験管理事務局長は、採用試験を実施する場合には、あらかじめ次に掲げる事項について官報により告知するものとする。

- (1) 採用試験の名称及び試験区分
- (2) 試験対象官職の職務と責任の概要
- (3) 受験資格
- (4) 採用試験の方法並びに筆記試験の種目及び専門試験の出題分野
- (5) 採用試験の実施時期及び試験地
- (6) 合格者の発表の時期及び方法
- (7) 第36条第1項に規定する採用候補者名簿への記載及び当該名簿からの採用方法
- (8) 採用試験の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
- (9) 受験申込みの方法、それらの時期その他の受験に必要な事項

(採用試験の周知)

第21条 試験実施機関の長は、採用試験を実施する場合には、新聞、放送、インターネットその他適切な手段により、受験資格を有する者に、前条各号に掲げる事項を周知させるように努めなければならない。

(受験申込みの受理)

第22条 試験管理事務局長は、受験申込みを受けた場合には、その内容を審査し、必要な要件を満たしていると認めるときは、当該受験申込みを受理しなければならない。

(受験票の交付)

第23条 試験管理事務局長は、受験申込みを受理した場合には、受験申込者に受験票を交付（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）については、当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による提供）するものとする。

(受験申込みを受理しない場合における通知)

第24条 試験管理事務局長は、受験申込みを受理しなかった場合には、その理由を付して、受験申込者に通知しなければならない。

(受験申込内容の変更)

第25条 受験申込みの内容の変更は、やむを得ない場合を除き、申込受付期間までに申出があった場合に限り認めることができる。

(採用試験の方法)

第26条 採用試験は、第1次試験及び第2次試験に区分し、第1次試験においては筆記試験を、第2次試験においては口述試験及び身体検査を行うものとする。

2 第2次試験は、第1次試験の合格者について実施するものとする。

(第1次試験合格者への通知)

第27条 試験管理事務局長は、第1次試験の合格者に対して、第2次試験の実施の日時、試験場その他の受験に必要な事項を通知するものとする。

(試験管理者)

第28条 試験実施機関の長は、試験場ごとに試験管理者を指名する。

2 試験管理者は、当該試験場における採用試験の実施を管理する。

(試験場の変更)

第29条 試験管理者は、当該試験場で採用試験を実施することが著しく困難となった場合であって、緊急を要するときは、異なる場所において採用試験を実施することができる。この場合において、試験管理者は、直ちに試験実施機関の長にその旨を報告するものとする。

(受験の拒否等)

第30条 次に掲げる者については、受験を無効とする。

(1) 不正の手段により、採用試験を受け、又は受けようとした者

(2) 法令に違反し、又は試験管理者の指示に従わない者

(3) その他採用試験の適正な実施を妨げた者

2 試験管理者は、前項各号に掲げる者に対し、試験場からの退場を命ずるものとする。

(再試験の実施)

第31条 試験管理事務局長は、天災その他やむを得ない理由により採用試験の全部又は一部を実施することができなかつた場合であって、特に必要があると認めるときは、新たに日時、試験地及び試験場を定めて再試験（当該採用試験の全部又は一部を再び実施することをいう。以下この条において同じ。）を実施することができる。

2 前項の規定は、答案等の判定資料の滅失等やむを得ない理由により受験者の成績等が判定できない場合の再試験について準用する。

3 試験管理事務局長は、前2項の規定により再試験を実施する場合には、その旨を受験申込者に通知しなければならない。この場合において、必要に応じ、再試験の実施を官報により告知するものとする。

(基準)

第32条 筆記試験、口述試験及び身体検査の判定基準は、試験管理事務局長が定める。

(合格者)

第33条 試験管理事務局長は、第1次試験の受験者であつて前条の筆記試験の判定基準に達したものについて、筆記試験の成績により、試験区分別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の第1次試験の合格者を決定するものとする。

2 試験管理事務局長は、第2次試験の受験者であつて前条の口述試験及び身体検査の判定基準に達したものについて、筆記試験、口述試験及び身体検査の成績を総合して得られた結果により、試験区分別の採用予定者数等を勘案して必要と認められる数の最終の合格者を決定するものとする。

(合格者の発表)

第34条 試験管理事務局長は、第1次試験の合格者又は最終の合格者を決定した場合には、書面で合格者に通知するとともに、その受験番号及び試験地を、所定の場所における掲示、インターネットの利用その他適切な方法により発表するものとする。

第4節 採用試験に対する協力

第35条 試験管理事務局長は、採用試験の実施に関し、次に掲げる者に協力を求めるこ

とができる。

- (1) 防衛大学校長
- (2) 防衛医科大学校長
- (3) 防衛研究所長
- (4) 統合幕僚長
- (5) 陸上幕僚長
- (6) 海上幕僚長
- (7) 航空幕僚長
- (8) 情報本部長
- (9) 防衛監察監
- (10) 防衛装備庁長官

#### 第5節 採用候補者名簿

(採用候補者名簿の作成等)

第36条 試験管理事務局長は、第33条第2項の規定により採用試験の最終の合格者を決定した後、直ちに、採用試験の試験区分別に、当該合格者について採用候補者として記載した採用候補者名簿を作成するものとする。

2 前項の規定により作成された採用候補者名簿（以下単に「名簿」という。）は、作成された日からその効力を生ずる。

3 名簿の作成後は、次条及び第38条の場合を除き、記載された事項を訂正し、又は変更を行ってはならない。

4 名簿は、名簿の効力が発生した日から起算して1年を経過する日まで有効とする。

(採用候補者の削除)

第37条 試験管理事務局長は、採用候補者が次のいずれかに該当する場合には、これを名簿から削除するものとする。

- (1) 採用された場合
- (2) 採用される意思のない旨の申出があった場合
- (3) 自衛隊法第38条第1項に該当することとなった場合
- (4) 死亡した場合

(名簿の訂正)

第38条 試験管理事務局長は、名簿の記載事項に明白な誤り又は変更があった場合には、速やかに名簿の訂正を行わなければならない。

#### 第6節 採用候補者の提示等

(提示)

第39条 試験管理事務局長は、任命権者の求めに応じ、名簿を提示するものとする。

(採用等の結果の通知)

第40条 任命権者は、第4条第2項の規定により面接を行った場合は、その採用（採用内定を含む。）又は不採用その他必要と認める事項を試験管理事務局長に通知しなければならない。

#### 第5章 選考

(選考の目的)

第41条 選考は、選考される者が、補充しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該補充しようとする官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的とする。

(選考委員会)

第42条 防衛大臣が指定する機関に、選考委員会を置く。

(選考)

第43条 選考は、当該選考により補充しようとする官職に係る任命権者が行う。ただし、防衛大臣が別に定める官職への選考は、選考委員会が行うものとする。

(国家公務員採用試験等に準ずる選考)

第44条 任命権者又は選考委員会は、次の各号に掲げる場合であつて、国家公務員採用試験による選考により採用する者若しくは採用試験により採用する者との均衡又は充てようとする官職の特殊性から必要と認めるときは、充てようとする官職に必要な知識、技術又はその他の能力に応じて、国家公務員採用試験又は採用試験に準じた選考を行うものとする。

(1) 第5条第2項の規定により同項第1号又は第7号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

(2) 第5条第3項の規定により同項第1号、第2号又は第7号に掲げる官職に充てる事務官等を採用する場合

2 前項の選考を行うときは、あらかじめ防衛大臣の承認を受けるものとする。

#### 第6章 委任規定

第45条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定める。

附 則 (平成24年3月7日省訓第5号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この訓令の施行の前日に人事院規則8-18-23 (人事院規則8-18 (採用試験)の全部を改正する人事院規則)による改正前の人事院規則8-18 (採用試験)第17条の規定により告知された試験の結果に基づいて作成されこの訓令の施行の際現に有効な採用候補者名簿又はこの訓令による改正前の事務官等の採用試験等に関する訓令第19条の規定により告知された採用試験の結果に基づいて作成されこの訓令の施行の日の前日において現に有効な採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により事務官等を採用することができる。

附 則 (平成26年3月26日省訓第16号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日省訓第23号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月30日省訓第35号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日 (平成26年5月30

日) から施行する。

附 則 (平成 26 年 7 月 24 日省訓第 40 号) (抄)  
この訓令は、平成 26 年 7 月 25 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日省訓第 10 号) (抄)  
(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号) (抄)  
(施行期日)

1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日省訓第 40 号) (抄)  
(施行期日)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 12 月 5 日省訓第 61 号)  
(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年 12 月 5 日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、この訓令の施行の前日に事務官等の採用の方法及び手続きに関する訓令第 20 条の規定により告知された採用試験の結果に基づいて作成され、この訓令の施行の日の前日において現に有効な採用候補者名簿に記載された者の中から、なお従前の例により事務官等を採用することができる。

附 則 (令和 2 年 12 月 7 日省訓第 62 号) (抄)  
(施行期日)

この訓令は、令和 2 年 12 月 7 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 28 日省訓第 67 号) (抄)  
(施行期日)

この訓令は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 15 日省訓第 10 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。ただし、第 19 条の規定による改正後の自衛官俸給表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の (一) 欄又は (二) 欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第 2 ヌ中第 4 潜水隊に係る規定は、令和 4 年 3 月 9 日から適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

官職	国家公務員採用試験
係員の官職及び研究員の官職のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職	人事院規則 8-18 (採用試験) 第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる試験
係員の官職及び研究員の官職のうち、定型的な事務をその職務とする官職 (試験)	人事院規則 8-18 (採用試験) 第 3 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる試験

対象官職を除く。)

備考 この表において、「研究員の官職」とは、標準的な官職を定める省令本則の表2の項第3欄各号（第29号を除く。）に規定する職制上の段階及び同欄第29号の防衛大臣が定める職制上の段階のうち、標準的な官職が研究員である職制上の段階に属する官職をいう。

別表第2（第11条関係）

試験区分	対象となる官職	筆記試験の種目	専門試験の出題分野
英語	試験対象官職のうち、主として英語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	基礎能力試験 専門試験（記述式） 論文試験（一般論文又は時事論文）	英文和訳、和文英訳及び英文法
ロシア語	試験対象官職のうち、主としてロシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		露文和訳、和文露訳及び露語文法
中国語	試験対象官職のうち、主として中国語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		中文和訳、和文中訳及び中国語文法
朝鮮語	試験対象官職のうち、主として朝鮮語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		朝文和訳、和文朝訳及び朝鮮語文法
フランス語	試験対象官職のうち、主としてフランス語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職		仏文和訳、和文仏訳及び仏語文法
アラビア語	試験対象官職のうち		アラビア語文和訳、和文アラビア

	ち、主としてアラビア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	語訳及びアラビア語文法
ペルシャ語	試験対象官職のうち、主としてペルシャ語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	ペルシャ語文和訳、和文ペルシャ語訳及びペルシャ語文法
インドネシア語	試験対象官職のうち、主としてインドネシア語に係る高度の能力を用いて業務に従事することを職務とする官職	インドネシア語文和訳、和文インドネシア語訳及びインドネシア語文法

- 備考 1 試験管理事務局長は、この表に定める試験区分のほか、あらかじめ防衛大臣の承認を受けて必要と認める試験区分を設けその対象となる官職、筆記試験の種目及び専門試験の出題分野を定めることができる。
- 2 試験管理事務局長は、あらかじめ防衛大臣の承認を受けてこの表に定める専門試験の出題分野を必要に応じて変更することができる。

### 別表第3（第12条関係）

次に掲げる者で日本国籍を有するもの

- 1 第20条の規定により告知された採用試験の第1次試験の日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）（以下「試験年度」という。）の4月1日における年齢が21歳以上30歳未満の者
- 2 試験年度の4月1日における年齢が21歳未満の者で次に掲げるもの
  - (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに大学を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者
    - イ 学校教育法第102条第2項の規定に基づき大学院に入学したことがある者
    - ロ 学校教育法第104条第7項第1号の規定に基づき学士の学位を授与された者
    - ハ 学校教育法第104条第7項第2号に規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
  - ニ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第2号から第4号の2までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者

- ホ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した者（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した者に限る。）及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- (2) 学校教育法に基づく短期大学（以下「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びにこれらの者と同等の資格があると認められる次に掲げる者
- イ 学校教育法に基づく高等学校の専攻科の課程のうち、同法第58条の2の文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ロ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、次に掲げるいずれかの課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者（（ロ）に掲げる課程に係るこれらの者にあつては、当該課程への入学が平成29年4月1日前である者に限る。）
- （イ） 学校教育法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程
- （ロ） 修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であつて、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とするもの
- ハ 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第7条第1項第5号に掲げる事業等を行う農業者研修教育施設（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業者研修教育施設を卒業する見込みの者
- ニ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程（以下この号において「短期大学校等の専門課程」という。）又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程を修了した者及び試験年度の3月までに短期大学校等の専門課程又は当該特定専門課程を修了する見込みの者
- ホ 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第9条の規定に基づき農林水産大臣が指定する教育機関（修業年限2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該教育機関を卒業する見込みの者
- ヘ 学校教育法施行規則第155条第2項第3号から第5号までに規定する課程を修了した者及び試験年度の3月までに当該課程を修了する見込みの者
- ト 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）第148条の規定により国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構となった旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構を含む。）において、園芸又は茶業に必要な学理及び技術の修得を目的として行う長期研修の課程（研修期間2年以上のものに限る。）の卒業者及び試験年度の3月までに当該課程を卒業する見込みの者

チ 都道府県の条例等の規定に基づく農業講習所（修業年限2年以上のものに限る。）  
の卒業者及び試験年度の3月までに当該農業講習所を卒業する見込みの者